亀田郷土地改良区事務所配置図

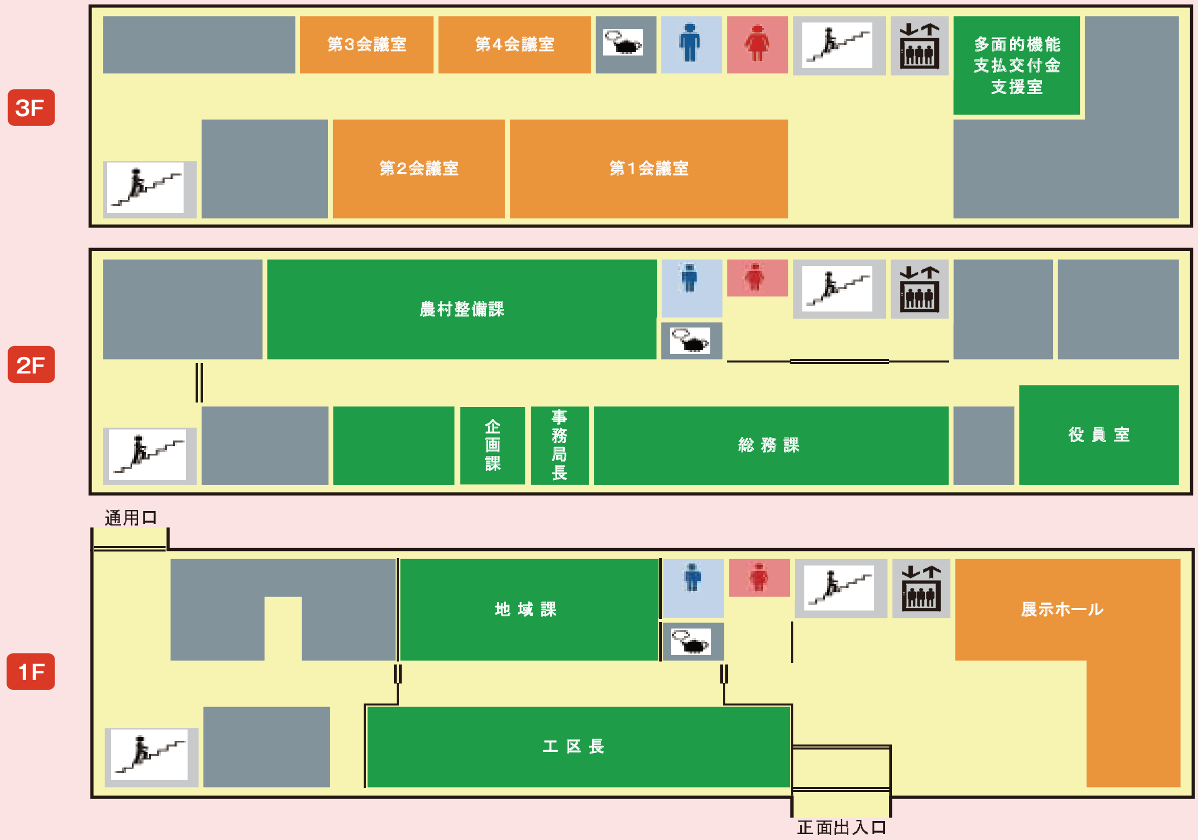

土地改良区からのお願い

他目的使用について

土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、土地改良区の許可が必要となりますので、速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。

無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。

なお、広告看板は許可いたしません。

他目的使用に伴う納入額は次のとおりとなります。

１．使用料金（5年分）	① 乗入れ（橋など）	1㎡当たり	7,200円／5年間
	② 浄化槽排水	1人槽当たり	1,800円／5年間
	③ ガス管・上下水道管	家庭引込	免除

２．消費税（現行10%）

農地の転用について（農地法第4条・第5条）

ご自分の農地を自ら転用する場合や農地を売ったり貸したりして転用する場合、土地改良区への申請と共に決済金が必要となります。

◆決済金とは

・区域内における農地を宅地や公共事業用地（道路、水路敷等）など農地以外の用途に転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地の組合員が負担することになり、その過重負担を招くことのないように農地を転用するとき土地改良法（第４２条）に基づき一定額を納めていただくものです。

・決済金の算定にあたっては毎事業年度のはじめに次年度以降の債務額、県営事業分担金、団体営事業負担金のほか将来の維持管理費や事務費なども組み入れて算定し、理事会において決済金の額を決定しています。

・令和２年度の農地転用に伴う決済金は、令和2年2月4日の理事会において次のとおり決定いたしました。

決済金算出調書

一般会計債務額	181,940千円
団体営事業費	5,295千円
維持管理諸経費	23,540,040千円
県営事業分担金	85,640千円
県営維持管理費負担金	336,450千円
合　計	24,149,365千円
対象面積（田換算）	3,801.6ha
決済金額（田10a当たり）	635,242円

田　635,000円（10a当たり）
畑　158,000円（10a当たり）
（地目変更は、10a当たり477,000円）